

公 募 要 領

1 業務概要

- (1) 業務名 : 令和6年度住宅関連情報提供事業及び技術者育成事業等委託業務
- (2) 履行場所 : 沖縄県内全域
- (3) 業務の目的

本業務は、沖縄県住生活基本計画における、「誰もが安心して心地よく暮らせる美ら島沖縄」を実現するため、①県民（子どもからお年寄りまで）に対して住宅・住意識・住まい方について広く考える機会を提供し、住宅関連の情報提供を行うことにより、住意識の向上とゆとりある住生活の実現に資すること。②建築技術者に対して、住宅に関する各種制度の普及・支援制度の情報提供を行うことにより技術者の育成を図ること。③空き家等対策に関する関係者への情報提供及び技術向上を図ること。

(4) 業務内容

ア 住宅関連情報提供事業

国土交通省の主唱により、毎年10月を「住生活月間」と定めており、当該期間中において、住宅消費者に対して住宅性能表示制度、長期優良住宅認定制度、ZEH住宅、高齢者向け住宅、マンション管理等、昨今の住情報に関する最新の情報をパネル展示（住まいの情報展）する。また、パネルディスカッションや相談会等を開催する。

- (ア) 業務実施計画書の作成（住まいの情報展、住宅に係るパネルディスカッション）
- (イ) イベントの諸業務

イ 技術者育成事業

住宅の設計・生産等に従事する者又はこれに類する者に向けた講習会として、「沖縄県の古民家を活用した事例紹介や技術の承継」及び「沖縄の気候風土に適応した住宅などを基本的な考え方とする講習とする。並びに県外の著名建築家による講演を行う。

- (ア) 業務実施計画書の作成
- (イ) 講習会の諸業務

※詳細は企画提案仕様書を参照すること。

ウ 空き家等対策支援事業

空き家等対策（空き家になる前の取組や、空き家の利活用など）について市町村等職員および県民への情報提供や技術向上などを図るためシンポジウムを開催する。

- (ア) 業務実施計画書の作成
- (イ) シンポジウムの諸業務

(5) 企画提案を求める特定テーマ

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項とする。

ア 住宅関連情報提供事業

- (ア) 効果的な住宅施策を推進するためのパネルディスカッションのテーマ及びプログラム構成
- (イ) 多くの県民に対し情報提供を行うための会場の設定や周知方法の工夫

イ 技術者育成事業

- (ア) 効果的な住宅施策を推進するための講習・講演テーマ（古民家・沖縄の気候風土適応住宅等の講習内容を含めた講演内容）及びプログラム構成

- (イ) 多くの関係者への情報提供するための方法の工夫
- ウ 空き家等対策支援事業
 - (ア) 効果的な住宅施策を推進するためのシンポジウムのテーマ及びプログラム構成
 - (イ) 多くの技術者を育成するための会場の設定や周知方法の工夫
- (6) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日(金)まで
- (7) 契約限度額 8,842,000円(税込み)以下
- (8) 成果品の項目及び部数は企画提案仕様書のとおりとする。
- (9) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により募集し、提出される当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書(以下「企画書」という。)の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の業務である。

2 応募資格等

企画書を提出する者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は、沖縄県内に本店(支店又は営業所)があること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表構成員又は構成員のうち1社は、沖縄県内に本店(支店又は営業所)があること。共同企業体の結成に当たっての要件を「2(1)」に示す。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 応募しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第34条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
 - (i) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ii) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (7) 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- (8) 当該業務の見積額が「1業務概要(7)契約限度額」に示す金額以下であること。
- (9) 過去5年以内に当該業務の類似業務（講習会、講演会を含む国、県又は市区町村発注の200万以上の委託業務で1(4)に関すること）の経験を有すること。
- (10) 管理技術者に建築士法第2条第2項の規定による「一級建築士」の有資格者を配置できる者。
- (11) 共同企業体の結成にあたっての要件
- ア 2者共同企業体とする。
 - イ 自主結成方式とする。
 - ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
 - オ 構成員のうち、最小の出資者の出資割合は30%以上でなければならない。
 - カ 共同企業体の協定書が、別に定める「共同企業体協定書」によるものであること。

3 企画書の評価方法

提出のあった企画書のうち、指名審査会にて参加資格の確認を行い、参加資格が認められた企画書を別紙の評価項目のとおり技術審査会にて評価を行う。

参加申込書及び企画書の評価の結果、評価点合計が50点を超えない場合、受注者の特定なしとする。

4 公募要領等に対する質問及び回答

企画書を提出しようとする者は、公募要領等について書面により質問をすることがで

きる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

沖縄県土木建築部住宅課企画班

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

TEL : 098-866-2418 Fax : 098-866-2800

(2) 提出期間、提出方法及び提出先

ア 期 間 公募開始日から令和 6 年 7 月 17 日（水）午後 5 時まで

イ 受付時間 休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出方法 質問書（別記様式 10）を持参により提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

エ 提出先 沖縄県庁 10 階 土木建築部住宅課企画班

(4) 回答の方法

ア 期 日 令和 6 年 7 月 19 日（金）午後 5 時までに下記へ掲載

イ 場 所 沖縄県土木建築部住宅課ホームページ

(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017742/1017769.html>)

に掲示

5 参加申込書の提出

(1) 提出期間、提出場所及び方法

ア 期 間 公募開始日から令和 6 年 7 月 23 日（火）まで

イ 受付時間 休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出方法等

持参又は郵送等（メール、ファクシミリ等電送を除く）により原本を提出する。

ただし、郵送等の場合は到着確認が可能な手段によるものとし、提出期間内に到着するよう送付すること。

エ 提出部数 2 部

オ 提出先 4 (2) と同じ

カ 共同企業体の場合は、「共同企業体協定書」を併せて提出すること。

(2) 参加申込書の作成方法

ア 参加申込書は別記様式 1～5（枝番含む）により作成すること。また、共同企業体の場合、共同企業体協定書（別記様式 11）を提出すること。

イ 参加申込書に記載の資格、業務実績等については証明できる資料の写しを添付すること。

(3) 参加申込書の無効

参加資格条件を満たしていない者等は無効となる。

(4) 提出書類

ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1

イ 応募者に対して求める要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1-2

ウ 企業の類似業務実績一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2

エ 公正取引委員会の排除勧告状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 3

オ 沖縄県土木建築部に係る指名停止の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 4

カ 予定管理技術者の経歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 5-1

キ 予定担当技術者の経歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 5-2

ク 共同企業体協定書（共同企業体の場合のみ）・・・・・・・・・・・・・・様式 11

ケ その他証明等に必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式

(5) 参加申込書の審査

- ア 期 日 令和6年7月25日(木)12時までに、審査結果を次の方法で通知する。
- イ 方 法 提出者に文書で通知(担当者にメール送付)

6 企画書の提出

(1) 提出期間、提出場所及び方法

- ア 期 間 公募開始日から令和6年8月2日(金)まで
- イ 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法等

持参又は郵送等(メール、ファクシミリ等電送を除く)により原本を提出する。ただし、郵送等の場合は到着確認が可能な手段によるものとし、提出期間内に到着するよう送付すること。

- エ 提出部数 2部
- オ 提出先 4(2)と同じ

(2) 企画書の作成方法

- ア 企画書は別記様式6~9(枝番含む)により作成すること。
- イ 見積書

1(7)に示す業務量の目安以下で積算すること。提出は別添見積様式とする。

(3) 企画書の無効

本公募要領等において記載された事項以外の内容を含む場合または別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(4) 提出書類

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式6
- イ 業務実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式7
- ウ 業務実施方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式8
- エ 住宅関連情報提供事業に対する企画提案・・・・・・・・・・・・様式9-1
- オ 技術者育成事業に対する企画提案・・・・・・・・・・・・・・様式9-2
- カ 空き家等対策支援事業に対する企画提案・・・・・・・・・・・・様式9-3

7 受注者の決定

受注者については下記の期日に決定し、企画書の提出者に対し特定の有無、参加者数、被選定者名及びその得点並びに提出者の得点を通知する。なお、決定日に変更がある場合には、企画書を提出した者に通知する。

期 日 令和6年8月13日(火)

8 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第1号から第6号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部又は一部を免除することができる。

9 配置予定技術者の確認

企画提案書等の特定後、原則、配置予定技術者の変更は認められない。ただし、病気等特別な理由により変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の経験、見識を

持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。

10 支払条件

精算払いとする。

11 火災保険の要否

否

12 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

13 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された企画提案書は公開しない。
- (4) 提出期限以降の企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 公募要領を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(共通) 評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
企業の経験及び能力 (共同体の場合は代表企業)	業務実績	<p>・過去5年間で類似業務の実績があるか(共同企業体の場合は代表構成員の実績とする)。</p> <p>※類似業務とは、講習会、講演会を含む国、県又は市区町村発注の200万以上の委託業務をいう</p> <p>【評価方法】1件につき2点とし、8点を限度とする</p>	0~8
	管理技術力	<p>・当該管内に配置予定技術者が常駐しているか。</p> <p>①沖縄県内に管理技術者及び担当技術者が常駐している。</p> <p>②沖縄県内に管理技術者が常駐している。</p> <p>③上記に該当しない</p>	① 4 ② 2 ③ 0
業務執行体制に係る項目	管理技術者の業務実績	<p>・過去5年間で類似業務の実績があるか。</p> <p>※類似業務とは、講習会、講演会を含む国、県又は市区町村発注の200万以上の委託業務をいう</p> <p>【評価方法】1件につき2点とし、8点を限度とする</p>	0~8
	担当技術者の業務実績	<p>・管理技術者の業務実績と同様。</p> <p>【評価方法】1件につき1点とし、8点を限度とする</p>	0~4

評価項目 (企画提案)	評価の着目点		評価点	
	判断基準			
■実施方針、実施体制フロー等、その他について				
業務理解度	<ul style="list-style-type: none"> 目的、現状の課題、条件、内容の理解度が高いか。 【評価方法】 業務理解度について0～5点で採点		0～5	
実施手順、実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 運営の実施手順及び実施体制について、妥当性が高い内容になっているか。 【評価方法】 実施手順及び実施体制の妥当性について0～5点で採点		0～5	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 業務理解度、実施手順及び実施体制のほか、評価すべき事項が記載されているか。 		0～3	
■特定テーマについて				
ア 住宅関連情報提供事業	(ア)	的確性	<ul style="list-style-type: none"> 事業目的との整合性はあるか。 県が推進する住宅施策を考慮した提案になっているか。 	0～4
		実現性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に説得力はあるか。 提案内容によって想定される事業が適切か。 	0～4
		独創性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に独創性があるか。 	0～4
	(イ)	的確性	ア(ア)的確性と同様	0～3
		実現性	ア(ア)実現性と同様	0～3
		独創性	ア(ア)独創性と同様	0～3
イ 技術者育成事業	(ア)	的確性	ア(ア)的確性と同様	0～4
		実現性	ア(ア)実現性と同様	0～4
		独創性	ア(ア)独創性と同様	0～4
	(イ)	的確性	ア(ア)的確性と同様	0～3
		実現性	ア(ア)実現性と同様	0～3
		独創性	ア(ア)独創性と同様	0～3

ウ 空 き 家 等 対 策 事 業	(ア)	的確性	ア(ア)的確性と同様	0～4
		実現性	ア(ア)実現性と同様	0～4
		独創性	ア(ア)独創性と同様	0～4
	(イ)	的確性	ア(ア)的確性と同様	0～3
		実現性	ア(ア)実現性と同様	0～3
		独創性	ア(ア)独創性と同様	0～3